

関連部署・団体との意見交換

■地球温暖化に対する緩和策と適応策の推進について

- ・ 本市の地球温暖化対策計画＜2021-2030＞では、社会情勢の変化などを含めて5年を目途に見直しを検討することとしている
(令和7年度中)
- ・ 地球温暖化対策推進委員会において、以下二点を主な論点として、検討を進めている
 - ① 現行目標（2030年度46%減）達成に向けた取組強化
 - ② 国内外の動向を踏まえた、削減目標の在り方の検討

■環境基本計画市民アンケート調査について

- ・ 生物多様性について正しく理解できていない市民目線では、質問内容のイメージがしにくいと意見があった設問について、回答者がイメージしやすいよう設問に具体例を追記

■環境基本計画策定検討部会について

- ・ 第1回環境基本計画策定検討部会を令和6年11月14日に開催し、環境審議会での御意見を基にした論点整理を踏まえて議論を行った。現在、議論を踏まえた内容検討を進めている

■文化財保護について

- ・ 名勝に関する文化財保護として、庭園の樹木管理等への補助のほか、双ヶ岡の管理を実施
- ・ 市指定文化財について、社叢を保護するため、環境保全地区（鎮守の森）制度がある
- ・ 京都を象徴する庭園等を選定・認定し、選定・認定された庭園等の維持管理に対して補助金を交付する「京都を彩る建物や庭園」制度を運用

■天然記念物について

- ・ 深泥池について、外来生物の除去や水質モニタリング、過剰なシカの侵入防止対策などを実施。地域のボランティアとして、「深泥池水生生物研究会」や「深泥池を美しくする会」が活動

■環境保全型農業について

- ・ 化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度を京都府が運用
- ・ 国・府・市の認定制度が乱立していると、市民目線から見ると分かりづらい
- ・ 環境配慮型農業を進めるには、農業従事者にも価格転嫁等のメリットが必要。
今年度から、スマート農業機械の導入や地域ブランド推進等、産地に適した環境保全型農業への転換を図るため、産地内（京北、嵯峨、南区・伏見区）の農業者等で構成される協議会の取組を支援する「京のグリーン農業推進事業」を新たに実施
- ・ 農家は農業を生業として行っており、農林行政の役割は、あくまで「業」を支援することが主目的。農家の収益や持続可能性を第一に考える必要がある

（続き）

■公共事業・公共調達における配慮について

- ・ 全ての市立小学校・小中学校の米飯給食に京都京北米「新米」を使用する取組を年1回実施（今年度で6年目）。京都京北小中学校では、もう少し多くの回数京北産米が提供されている
- ・ 全ての市立小学校・小中学校における週4日の米飯給食に京都府産米を使用

■評価指標について

- ・ 評価指標の「環境保全型農業取組面積」は、数値が把握できる事業（環境保全型農業直接支払交付金）のみ計上。当該事業は、国の補助金の実績として報告する必要があるため、数値を把握している。その他事業には、機械導入支援など面積が把握できないものもある

■ 公共事業・公共調達における配慮について

- ・ 市では「ウッド・チェンジ」を推進しており、市内の建築物等でみやこ杣木を利用し、木の魅力の発信に協力いただける方に、補助金を交付している

■ 里山林の保全について

- ・ 手入れの行き届いていない森林の管理を民間事業者に委託する「森林経営管理制度」を運用しており、環境林の天然林化も進めようとしている
- ・ 里山林の保全に対し、令和6年度新規事業「市民とはぐくむ彩りの森再生プロジェクト」において、民間同士が行う里山林の管理等に補助金を交付
- ・ 同プロジェクトは、市民・事業者参加型保全活動の創出や里山林の保全・利用促進につながる

■土地利用について

- ・ 都市計画マスタープランでは、土地利用など都市計画の方向性を示しており、具体的な事業等を実施する際は、都市計画マスタープランに記載されている内容との整合を求める

■生産緑地について

- ・ 生産緑地は、市街化区域における農地の計画的な保全、良好な都市環境の形成などを目的に指定するもの。一定期間の営農義務が生じるとともに、相続税の猶予や農地並みの固定資産税など、税制優遇措置がある
- ・ 営農義務期間経過のほか、営農者の死亡・高齢化等のやむを得ない事情により営農の継続が困難となることで、生産緑地面積は減少してきている

■小倉山再生プロジェクトについて

- ・ 京都市は、古都保存法に基づき「歴史的風土特別保存地区」の一部を買い入れており、その市有地において、寺社・企業・地域組織等で構成する団体と管理協定を締結し、森の維持管理活動を実施
- ・ 最近は、どこの団体も若手が少なく、高齢化が進んでいると感じる

■三山森林景観保全・再生ガイドラインについて

- ・ 京都市風致地区条例に基づく許可申請などがあった際、本ガイドラインに準じ、植栽等の指導を行っている
- ・ 森林樹木の伐採方法、伐採後の植栽や処置方法（獣害対策等）について、必要に応じ、森づくりアドバイザーが助言

■生物多様性に配慮した公共事業（河川改修）について

- ・ 京都市においては、平成24年に京都市河川整備方針を策定し、その中で生物多様性など、環境への配慮が必要と記載している
- ・ 善峰川においては、護岸に景観や生物の育成・成育に配慮したブロック等を使用し、河川に生息する生物の生育・繁殖環境の創出に努めている
- ・ 高瀬川においては、石積み護岸を深目地仕上げにして、多孔質な空間をつくることにより、生態系への配慮を行っている

■ 生物多様性に配慮した緑化の事例集や手引等の作成について

- ・ 生物多様性に配慮した緑化の事例集等は、冊子ではなくインターネット上で簡易に見られるものが良い
- ・ 民間工事の発注者等は、造園工事に関する知識が豊富とは限らないため、一般の方でも分かりやすいものを作成すべき。簡易版（一般向け）と詳細版（技術者向け）があると良い

■ 生物多様性に配慮した公共事業について

- ・ 公共工事における配慮としては、植樹を行う際に、産地等を考慮するよう求める事などが考えられる

■京都ゆかりの生物の系統保存について

- ・ （公社）日本植物園協会加盟の市内の植物園は、植物多様性保全事業として、環境省RL掲載種や地域野生植物の保全を担っており、このうち、京都府立植物園や武田薬品工業(株)京都薬用植物園は植物多様性保全拠点園となっている
- ・ 同協会では、同一植物種について、できるだけ多くの地域固有の遺伝子（生体、種子、孢子）を保全していく方向で議論している
- ・ 生息地保全と生息域外保全のつながりも重要であり、市街地の緑化への活用や生息地の復活が考えられる
- ・ 準生息地保全として、水尾などの冷涼な場所で、企業が参加する保全活動ができればよいのではないかと

■ 京都ゆかりの生物の系統保存について

- ・ 武田薬品工業(株)京都薬用植物園では、京都府下の種子や個体の収集、種子の長期保存、地域性種苗の提供を始めており、今後拡大を目指している
- ・ 木本については、京の苗木生産協議会と連携し、地域性種苗の連携作製を始めている
- ・ 同園単独では、以下課題がある
 - ①種子や個体を収集する際、信頼関係の構築にハードルがある
 - ②種苗の提供について、同園のＨＰに掲載してもなかなか見てもらえない
- ・ 小学校等、市有施設での活用事例ができると、信頼性が高まるのではないか
- ・ KESエコロジカルネットワークについて、来年度はこれまでからの取組と並行し、生息地の保全のような上級編の設定に向け、制度を検討したい
- ・ 検討に当たり、研修や意見聴取を通じて企業のニーズを聴取する予定